

26福保高施第421号
平成26年 6月20日

指定介護老人福祉施設
指定介護老人保健施設
養護老人ホーム
(特定施設入居者生活介護)

} 施設長 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部
施設支援課長 福留 敬一
(公印省略)

施設における事故等の報告について

日ごろ、東京都の高齢者福祉保健行政にご理解、ご協力いただき、まことにありがとうございます。

さて、表記につきましては、平成23年11月17日付23福保高施第1378号「施設における事故等の報告について」により依頼しているところですが、その後に開設された施設もあることから、周知を図るため改めて通知を发出します。

各施設におかれましては、事故の発生防止と利用者の安全確保に向け、引き続き万全の体制整備をお願いするとともに、万一、事故等が発生した場合は、下記により直ちに当課に報告してください。

なお、介護保険法や老人福祉法に基づく基準等により、施設が所在する区市町村及び保険者等の区市町村に対しても、遅滞なく報告するよう、お願いいたします。

記

1 東京都へ報告が必要な事例

- (1) 入所者及び利用者の死亡等、重大な事故が発生した場合
- (2) 食中毒や感染症、その他、入所者に感染が拡大しているもの
- (3) その他、施設運営に係る重大な事故等が発生した場合

2 報告の内容

事故等発生的第一報は、電話等により速やかにご連絡ください。その後、文書により事故等の内容(発生日時、入所者及び利用者の概要、事故等の発生状況、家族・警察・マスコミ等の対応、その他必要な事項)の報告をお願いします(区市町村で事故報告様式が定められている場合、その写しで結構です)。

3 管内保健所への報告

施設内で感染症等が発生した場合(上記1(2)に該当する事態が発生した場合)、区市町村、東京都のほか、管内保健所への報告が必要になります。

【参考】「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年2月22日付社援発第0222002号／老発第0222001号)」

【報告先】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第一本庁舎24階中央

東京都福祉保健局高齢社会対策部

施設支援課施設運営係

TEL03-5320-4264・FAX03-5388-1391